



174
A-685

神奈川縣廳

權令大正十一年四月

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

原告 西班牙國駐在支那媽港、在
「ロルブルメロ」の代り、秘魯國人氏バルク
「マリヤルト」に長トシカドヘレイラ
被告前、言ふバルク船マリヤルトの船
客支那人「リヤン」に對する一乗
原告秘魯國人、同國バルク船マリヤル

トテ

「被告の社長、ドナルド・カルドヘンラ
被告同社社長支那人「サイジャム」書
一巻

目安并裁断書

右両案「河江」付考案、備へん多め原告
被告双方の代官人、持出「多め」諸法家
の考へ「法律」の助力と「借り」得多め
其多「之」予「善」あ「美」國「法」の確

「説」他國の裁断所「一」般「通」用「し」
天然の正義公平の大理「以」て「我」の導
「は」る「事」成「希」あ「國」の「あ」

日本同院、外國と約法締り「之」乃「お」
別法便也「社」法「回」少「り」國「獨」立「自」
主「國」の「行」も「公」法「の」規「例」法「照」領「遵」
行「之」法「照」領「を」國「の」其「あ」め「小」義「務」
乃「存」し「利」益「乃」備「今」日本國「之」法「知」

り之代解きあり其実存し其義務
勵むるに生備あり其權理と持許を
受け有らん事とて亦代望きあり
前之言ふ初証或は教種の論代含有
ざる因り之代一區別一考ふ其甚
便宜ありとす

第一業初証し中彼の約書と名する文書
中せぐ之代見ふ一方とて
アルタウス

又他の一方とて支那人リーチヨングの兩人
頭立多し若くセルアルメロ候媽港に在る
アルタウスの代は和をふ心あり其代し
契約と名す初証より終り代人其本人
より初証の代理し權と有きれば權理
解人と稱し能き事善道無知の
例はあり而してセルアルメロも又代人
稱するハイレラも又其代言人何れも其

ト
務
有

初段に代理の權を有するは見す又其
代人の事より要請の事あり
彼れ其權を甲比丹へレイラ
能くするあり

案段に甲比丹へレイラに申すに約定
の結果の事と求む権理あり又夫の
訴訟の起るの權あり之れ也然
るに双方論駁の内初に其論の是

非に熟考を以て物あり牙一

彼の約定を以て稱する物に當り正當

と稱するものも是れ且約定の地は

堅固と有力あり

牙二

右に善良の道あり

牙三

右に欺詐の權あり

虚無の属あり

同好の門出、事限成定をく、今仕役とし、
子夏あり、尚政府取調、立形、如、約、定、成、
廣物、前、
強迫、
の記録、見、れ、
二十名、
右、
多、
二七

往、
上海、
兒、
海、
出、
并、

外務省

従民数多布味島と連陸地(安注お
し上し今(田多)等(注)お(海國)と

外務省の記
録(出)あり

右(何)事(り)成(長)さ(る)人(ら)と(さ)く(欺)詐(し)所(業)
違(ひ)事(の)あ(る)事(なり)

原告(し)代(言)人(ら)と(さ)く(さ)し(ま)あ(る)彼(の)一(種)の約
定(日)本(國)に(在)る(に)故(共)詞(江)に(幣)財
と(あ)る(事)の(様)と(さ)く(引)用(し)あ(る)あ(れ)と

為(裁)定(所)と(さ)く(右)約(定)に(比)例(し)と(執)り

用(ゆ)ゆ(も)の(よ)見(成)さ(る)あ(る)右(引)用(し)と

不(約)定(し)と(さ)く(海)國(に)越(え)而(し)と(其)自

國(海)府(に)保(護)と(注)意(し)と(其)事(の)要(を)

に(全)く(記)載(さ)す

右(様)に(さ)し(南)政(府)一(定)し(方)畧(と)全(く)反

對(し)と(さ)し(故)に(其)地(を)結(ぶ)と(其)約(定)

に(た)く(之)廢(棄)と(し)た(事)の(あ)る(に)保(護)記(載)と(す)

一種國內限の仕法ありて敢て國外の
及母の意あり非ざるは問の注意代位
うり意ありあるは唯一國內の存する
あり儘あり習俗あり

國內限の如隸一國內の存する時より之を輸
出之は輸入するは至るは嚴禁を程ける
事屬之れあり合衆國自今五十年の
の光景より當れは代言人より申之る如

乙九

約定の一種異種の國內限の仕法あり故外
國の款項所の如何の事あり果
ては至るは物より取去るは物より思え
れは

固く其帝國の懸考の一定の方畧
ありて左件は口唇の陳述を得る
之類
尚政府の從屬の或は其保護の受の朕

夕務

後、其又、其他、若共自主、院、朕、の、許、落、く、
非、之、く、又、政府、特、許、を、く、同、種、の、
及、小、の、事、往、き、る、事、あ、ら、ま、り、上、是、事、
に、之、竟、く、あ、る、取、組、み、の、約、定、に、皆、悉、く、廢、
棄、を、し、る、事、

此、故、に、姑、の、如、此、之、竟、の、約、定、に、取、組、み、を、
其、地、に、於、て、果、然、と、し、た、事、あ、ら、ま、り、
上、文、に、之、を、あ、ら、ま、り、

二十

外國、之、く、條、約、を、結、ぶ、の、一、般、の、法、則、を、
レ、キ、ス、ロ、レ、ー、コ、ン、ト、ラ、ク、チ、ユ、ス、
レ、約、結、ぶ、事、
地、の、法、律、を、約、定、し、組、
立、を、配、上、常、に、生、活、に、從、く、果、然、と、
し、た、事、あ、ら、ま、り、
此、の、條、約、を、結、ぶ、の、事、
レ、キ、ス、ロ、レ、ー、土地、
の、法、律、と、レ、キ、ス、フ、ラ、リ、裁、
施、
レ、土地、
の、法、律、と、お、觸、れ、あ、ら、ま、り、
一、回、に、然、ら、ず、法、に、逆、し、
た、事、あ、ら、ま、り、
且、條、約、を、結、ぶ、
時、に、如、く、之、が、廢、物、と、
な、り、
他、の、一、回、に、法、を、違、へ、
知、り、
レ、
と、約、を、結、ぶ、

十務

時々の取用はれぬあり

ホレウツの著者よ千八百六十九年のケースエント
ラビニオンランコンステイチエーレニールロウ二百四十葉
二百四十三葉及二百五十葉及ケント氏コメントレ
クチニール牙三十九節四百六十二葉及びストリー
氏のコンフリクトヲフロウの二百五十四節三百
二十七節三百二十八節及び惠頓氏の万国
公法第九十三節一見一尋

第二右、約定のコントラボノスモレス

善良の通、及
ルカと云々義

亦や法法善くおやく故、均した約定
審判をいぬる例は尚裁判所におやく見
出さず故、其緊要の要る方につく據るに
物に付多共一般普通の法に基くるに
あり、備彼の約定と稱する物に世間法
例に於て「アブヌーレ」
初書より云々候 慶應寺
に於て物に之れ非れも右約定の仕裁を

十務首

之ノ關係ある國の對各國に於て其ノ
容可き處に於ては其ノ相國に於て其ノ
如ク移民に付て其ノ法律及規
則に從ふべき

其處に合衆國の會し論文並其定章
と國務省より其ノ領事 專使に
子八百二十八年より三版に領事館規則を
一第百八十五葉同八十二葉且英國政府に

規則及至訓令并ワトソン氏の記據申立
に添附せしむ

右約定章は通常のものに於ては加之約
定と 若し外國に赴く處に於て其約定
章に記載あり 右前条に述ぶ如く他
人、讓渡 得るもの非常の事体と
念誼同きもの見ゆ右約
定章中、載ふる事柄と其もの、取
情

右約定の期限ある債除くの外大半奴隷
の従へ同 其期限中 右東傳を以し
その最早人あるは 家具の商
約定を以て撰れ 甲より乙より丙に譲渡
し得るもの少く お債人の傳より又
時預人あるもの少く 引受人少く之債取押
し得るものあり 其者の従へる規則
係令約定書中 掲げあるも 其者い
は

之代知れは約定書に取結び 時主者
之を譲渡を 事あり 又説明する
与諸人より通弁友サウサールのとある余
等之代知れ 右規則の意味を以て
方より 出 能く 故尚裁断
規則を以て 知れ 此は役の時
期限定あり 主眼目を以て 意に
く 習ふ 右結し もの

九十方又五十方より始り今も自
高層より律法に據りしものあり
此見認め保護するに難し
律に據れり奴隷の謂に難し
又名に
の給料に據りしもの箇多し
連ふ原由に神あり
奴隷との交接方有裁断
今味より時右等し
見認

之は果しむ
固きふ義務ありもの見認
何れは義務し
免れざるもの
むは其の道
奴隷の應え且必要用品
前段に如し
証より被告に據り
十務省

正しく好結の自結
の力、據り見認るるもの、自然の正
さるるなり、且自に國にあり、國法
に、礼宣はく、必ず之を助くる、
義務あり、とて、

才三約定と、留り、
之節、偽言、隠言、又、欺詐、
奇酷、其、結、
之代、唐物、

之代、唐物、

約定、取結、事、
及び、隠語、と、用、
右約定、書、
多、趣、あり、其、後、代、言、

御旨を成し附し右の事なり
又或れ認まざる事あり
振替解きし物に一方より石約定まし押し
多時中いし者の事なり
まゝの事思ふ所あり故に此論起る
可論あり事一約定し方より自分約
定する所持する時此後如何に彼
の權理ゆえ又要用し時、尚るに權理

御裁お祈り候明
さる寫の領事の御旨なり又原文にあり
如くレジストルゼ、ロツチ、コスタの事なり
松司奇酷し御扱ゆ
被告より申しさま里故に其原を説く
人数、申しさま、松中振替、宗徳、付
其松高港より申しさま事、宗徳、申しさま人
事の申しさま大、御裁なり、或人の非常

昔難波字けりり他の人々今之
反きり右積各人の中之翻語より
客再扱方付他の積實は正しく
又通遊之る女船司の報之る金
有又右付積客の内多人数
得られ上航海中三人心付高
海申

飛込之る右之る内ある之は
之の意あり南港内におくも
人数通遊之る企事あるは皆
又ワットンの右積客の証
極多し甚しく推しきり
通亦客も之は推しきり大
一之は防之る女船司の報
右積客の積告奇酷高扱は

との十三日、東京より一記、
と見ゆあり

航海記の航海中、
投身とんと金とぬれらる之は、
痛恨歎き

各務官より、
客に付く定例、
大少く見ゆあり

二十八

言へり、
七十三立方尺の場所あり、
約、
百九十八中廿四人半、
の高サ甲比丹、
七十二立方尺、
平面三十八人、

ト務

少くも人得ぬよの揚心（一）尚一信を切要
と云

才四

右約定願出さし通上され大果さ
むしにものあらむ

右約定書は職書の苦役法為るに志海は
多めのものあり思ひ女に志に志に女に被
昔人苦役書し多め秘旨同赴く事し

二十九

又此の^後に後法果さしせんさるの備
庸に何れも事右に素ありしを金御
置るものあり考へるに法は得ずと告
公平のものあり請求書時又事告る
公事の法はありしを公事し
茲に述ふは例且公事し外同裁判所の
は事、扱れは是れ約定法果さし
事、裁断を爲すに約定書に

下務有

双方互に約定放棄する事を得ざるに、其事の
全く無効なるを待てる在りて尚裁断すべしと知
れり則ち此の如き事あり神に任せし止一
方より裁断せしむる事あり双方より約定放棄
果すべしとす然る裁判所より裁断せしむる事あり
此の約定放棄する事能く待てるは枝葉の
約に是非果すべしとす此の如き事あり
一千八百七十年英國牙士版イウキナチービエ

二千

リスストーリー氏のプリユテニス社七百三十一号七百
三十五枚正七十九十三枚正七百七十八枚正
千八百六十八年版ホーウ井ール氏の法律字
典二卷目五百三十八枚正十二枚目正是
原
將又裁断すべし右比例の正したる事あり以
て原告の所行は全く正し然る事あり
詐の形情あり約定放棄すべしとす箇條
ト務

正高^{月白}あるものやうに大なる苦難を多しう受ける
時よりその来るやうく之は裁判所を以てする
千エドル氏のリーディングケーススイート、イクワイターと説
けり種々の報法見ざる
千八百五十年の版二巻目三百七十一枚の
三百七十四枚同くあり約定は是非果を
おぼしめし命なきに裁判所の令に随之
る事法記載あり

乙五

自然の道^{乙五}の確固たるを以て基に確定
する法は尚裁判所の裁断より明瞭あり
公法者役するの約定は双方より是れを
果してある能くは通則も載り
プロフェショナル、ケパルソンの約定法は五
版三巻三百五十七枚に記載 具ストーリー
のイクワイター、ジュリスプリデンス^名の中八百五十年
版七百九十三号にエルクス之は載り

ト
務
録

前条所述の律例は編入内地軍の規
則と海江、異子双方内也。然るに
在る時、施す所のあり。
故、裁断所々の外國人法に管轄外ト
放遣し、之保護し、行、志、例、例、
在る事、之を強め、外國の別版の
結、之、痛急、之、是、法、中、如、
ハ、如、如、如、如、如、如、如、如、
ハ、如、如、如、如、如、如、如、如、

乙三二

右の刑法、異子事件、之、曰、
定、右、之、法、請、求、法、
法、也、

前条引用は法家の律例、
用、之、見、故、右、約、定、
の、要、用、之、
否、今、之、法、論、
裁、判、時、

裁判時

双方より約定を破る事あるは勿論
此の約定を破る事あるは勿論
却て之を破る事あるは勿論
此の約定を破る事あるは勿論
裁断の旨は各様御座り
則我帝國
御あり

誓に尚裁断の旨は各様御座り
裁断の旨は各様御座り
此の時
此の時

二三三

尚行くと、此司若右様客の約定外、地則
に好む事の地、此の事あり、如何に
又此司より所ある防く、各様
此司より幸、他國の着目注意は、此の事
事あり、右様客の約定外、各様御座り
法の行も、一、地、此の事あり、如何に
と、此の事あり、如何に
故、尚裁断の旨は各様御座り、此の事あり、如何に

ト、此の事あり、如何に

は受_レた_レ方_々今_々の_レ又_レ右_レの_レ如_レに_レ協_レ合_レ
お_レお_レも_レ甚_レ難_レと_レは_レ右_レ事_レ請_レは_レ以_レて_レ觀_レ
れ_レ之_レ又_レ、預_レ防_レの_レ權_レあ_レる_レ事_レ也_レ也_レ故_レに_レ此_レ
之_レは_レ事_レは_レ尚_レ裁_レお_レ所_レら_レ審_レ判_レさ_レる_レ尚_レと_レ
右_レ取_レ情_レと_レも_レ考_レ察_レさ_レる_レ也_レは_レ得_レす

右_レ約定_レの_レ結_レい_レ方_々、双_レ方_レの_レ所_レ為_レる_レ事_レ情_レ
事_レは_レ篤_レと_レ取_レ細_レ也_レと_レも_レ原_レ告_レの_レ方_レ詐_レ偽_レあ_レる_レ
之_レ所_レ行_レ合_レと_レ正_レ當_レ也_レと_レも_レ訴_レ出_レさ_レる_レもの_レ也

乙二七

是_レは_レ且_レて_レ約_レ定_レの_レ事_レ正_レ當_レ適_レ宜_レと_レも_レ以_レて_レ又_レ
被_レ告_レは_レ告_レめ_レら_レる_レもの_レに_レ心_レ難_レ也

右_レ取_レ情_レの_レ取_レ情_レ事_レ實_レ且_レ法_レ律_レに_レ據_レり_レ原_レ告_レを_レ以_レて_レ裁_レ判_レ能_レさ_レる_レ也

原告_レ願_レ書_レの_レ内_レに_レ若_レし_レ被告_レの_レ之_レは_レ排_レわ_レの_レ之_レ事_レは_レ何_レれ_レ一_レ般_レ事_レ也_レと_レも_レ訴_レ出_レさ_レる_レ事_レ情_レは_レ素_レに_レ是_レを_レ請_レ求_レし_レ故_レに_レ何_レれ_レ據_レ據_レ請_レ求_レす_レ肯_レ定_レあり_レ見_レ做_レ也_レ加_レて_レ原_レ告_レの_レ右_レ據_レ

卜 務 自

傷付取立子支付南裁若し其後夏亦
く現在被立きさるる裁取がたれは其
罪せん事付立せり

糾りし雖も控傷付受立子確證あり原
告しり之河控立合も付立せり取
之河審判さるる也

故、被告の勝利と裁定す

才二葉海江の被告後見の属代際之前

回控あり御し之の約定中他人、讓渡し
得合よ振立付見す故ふ他人、讓渡
しつる事付立せり

若し右の約定日ある事結ぶ事
ありし事控用し合ふものありし事
既、其後之河論、其子如し且既後中
取扱前版、祝明、其子道り回控
す

右約定は所謂「コンタクトボノスモラニス善良の道」相及ぶもの
と云ふべき也

右既、強褊なる各理と引用したる法律の
白例を以て必ずすよ約定は果然人にと
し能ふは又損失の償とり余し能ふ也

右此約定も損失の償とり尋常法
高の事なりは此事件 ありて事
之確證は是なり也

原告は被告は是ありと見たりし
別、憑據は、コンタクトボノスモラニスの法に於て海江の
海は、真、被告は、コンタクトボノスモラニス何事し
証は、右の如く海は、コンタクトボノスモラニス被告は、
多し、是は、解する、コンタクトボノスモラニス此海江は、右
意は、コンタクトボノスモラニス被告は、コンタクトボノスモラニス先
し、コンタクトボノスモラニス被告は、コンタクトボノスモラニス被告は、
被告は、コンタクトボノスモラニス被告は、コンタクトボノスモラニス

千八百廿二年 九月廿三日

金山縣

上卷

